

本件事故当時、福島県西白河郡西郷村に居住しており、平成23年10月に他県へ避難を開始した申立人ら（大人2名、子供1名）が、避難費用（生活費増加分を含む）、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目

(1) 避難費用

交通費 3万7000円

引越費用 16万8160円

(2) 生活費増加分 6万4577円

(3) 就労不能損害

申立人X1 44万3993円

申立人X2 35万4000円

(4) 精神的損害

申立人X1 3万2000円

申立人X2 3万2000円

申立人X3 16万0000円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は申立人らに対し、第1項所定の期間及び損害項目に対する和解金として、合計金129万1730円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らは被申立人に対し、金38万円を受領済みであり、同金額を第2項所定の金額129万1730円に充当することを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月10日

（仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司）